

幌延町医療職員養成修学資金貸付制度のご案内

～医療従事職員向け無利子貸付、保健師・助産師借入修学金相当貸付制度～

幌延町は、医療・福祉環境の充実を図るため、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師、准看護師を養成する学校や養成所に在学（進学希望）する人で、将来、町職員として医療業務に従事しようとする人を対象に修学資金を無利子で貸付けています。また、人手不足が続く保健師と助産師に限り、町から貸付けを受けず就業した場合などに、修学期間を遡って貸し付ける「遡及貸付制度」も平成30年に加わりました。いずれも貸付期間と同じ期間働くことで返済は免除になります。貸付対象は次のとおりです。

対象職種	上限金額（月額）	貸付期間	就業猶予（養成施設卒業後）	返還免除条件	遡及貸付
医師	10万円	正規修学期間	1年以内	卒業後1年以内に資格を取得し、速やかに町職員として貸付期間と同じ期間在職した場合	
薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師	5万円		3年以内		
保健師・助産師	10万円		1年以内		○
看護師	10万円		1年以内		
准看護師	6万円		1年以内		

※貸付けは町の機関に就業予定がある場合に限りです。期間は養成施設の正規の修学期間のうち、貸付けが決定された月から卒業までです。養成施設の退学、傷病などの理由で就学が困難と認められた時とき、卒業後1年以内に医療職員の免許を取得し、免許取得後速やかに町職員として医療業務に従事しなかったときは、貸付金を返還していただきます。

お問い合わせ先：住民生活課 生活グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812
保健福祉課 保健グループ 電話・告知端末機：5-1790

除雪についてのお願い

本格的な冬が到来しました。しばらくの間は、雪と上手に付き合っていかななくてはなりません。快適に冬を過ごすために、除雪車が毎日活躍しています。除排雪作業へのご理解とご協力をお願いします。

○道路に雪を出さないでください

車道や歩道に雪を出してしまうと道路が狭くなるほか、雪山ができるなど、交通事故や交通障害の原因となりますので、車道などへ雪を出さないようご協力をお願いします。



○路上駐車はやめてください

除雪作業の妨げになりますので、路上駐車はしないでください。

○除雪後に残ったご自宅の前の雪の処理をお願いします

除雪の際、どうしても玄関前などに雪が残ってしまいます。ご自宅の出入口の除雪は皆さんで行っていただくようご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ先：建設管理課 建設グループ 電話：5-1116 告知端末機：5-8816